令和5年第4回(9月)

川口市議会定例会

一 般 議 案

# 令和5年第4回(9月)川口市議会定例会議案目次(一般議案)

議案第	8 3 号	川口市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する	
		条例	1
議案第	8 4 号	川口市保健衛生関係事務手数料条例及び川口市旅館業の施設	
		の設置場所及び衛生措置の基準等を定める条例の一部を改正	
		する条例	2
議案第	8 5 号	川口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に	
		関する基準を定める条例の一部を改正する条例	3
議案第	8 6 号	川口市子どもの健やかな成長のための支援に関する条例	4
議案第	8 7 号	川口市立学校設置条例の一部を改正する条例	8
議案第	88号	川口市火災予防条例の一部を改正する条例	9
議案第	8 9 号	川口市狭あい道路の拡幅等に関する条例1	2
議案第	9 0 号	工事請負契約の締結について (江川第3調節池整備工事 (そ	
		Ø2)) ······1	6
議案第	9 1 号	工事請負契約の締結について(上青木住宅解体工事)1	7
議案第	9 2 号	工事請負契約の締結について(仮称西川口・横曽根公民館・	
		横曽根図書館改築工事)1	8
議案第	9 3 号	工事請負契約の変更契約の締結について (江川第3調節池整	
		備工事(その1))1	9
議案第	9 4 号	訴えの提起について(市営住宅の明渡し等の請求)2	0
議案第	9 5 号	市道路線の認定について(安行第125-1号線)2	2
議案第	9 6 号	市道路線の認定について(戸塚第29-1号線)2	3
議案第	9 7 号	令和4年度川口市一般会計及び各種特別会計決算認定につい	
		τ2	4
議案第	9 8 号	令和4年度川口市水道事業会計決算認定について2	5
議案第	99号	令和4年度川口市下水道事業会計決算認定について2	6
議案第1	0 0 号	令和4年度川口市病院事業会計決算認定について2	7
議案第1	0 1 号	川口市教育委員会委員の任命同意について2	8
議案第1	0 2 号	川口市公平委員会委員の選任同意について2	9

議案第103号	人権擁護委員の候補者の推薦について3	0

## 議案第 83号

川口市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

川口市災害派遣手当等の支給に関する条例(平成19年条例第37号)の一部を 次のように改正する。

第1条中「第44条」を「第26条の8」に、「新型インフルエンザ等緊急事態 派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年9月4日提出

### 議案第 84号

川口市保健衛生関係事務手数料条例及び川口市旅館業の施設の設置場所及び 衛生措置の基準等を定める条例の一部を改正する条例

(川口市保健衛生関係事務手数料条例の一部改正)

第1条 川口市保健衛生関係事務手数料条例 (平成29年条例第55号) の一部を 次のように改正する。

第6条第2号中「又は第3条の3第1項」を「、第3条の3第1項又は第3条の4第1項」に改める。

(川口市旅館業の施設の設置場所及び衛生措置の基準等を定める条例の一部改正)

第2条 川口市旅館業の施設の設置場所及び衛生措置の基準等を定める条例(平成30年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条第3号」を「第5条第1項第4号」に改める。

第3条及び第4条中「及び第3条の3第3項」を「、第3条の3第2項及び第 3条の4第3項」に改める。

第7条中「第5条第3号」を「第5条第1項第4号」に改める。

附則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律(令和5年法律第52号)の施行の日から施行する。

令和5年9月4日提出

### 議案第 85号

川口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定 める条例の一部を改正する条例

川口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める 条例(平成26年条例第71号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改め、同項第4 号中「主務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第44条中「主務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年9月4日提出

#### 議案第 86号

川口市子どもの健やかな成長のための支援に関する条例

目次

第1章 総則(第1条一第7条)

第2章 子ども・子育て支援(第8条)

第3章 施策の推進等 (第9条-第13条)

第4章 雑則(第14条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもの健やかな成長のための支援に関し、基本理念を定め、 市、保護者、関係施設等及び市民の責務及び役割を明らかにするとともに、子ど も・子育て支援を総合的に実施するための基本となる事項を定めることにより、 全ての子どもの地域における健やかな成長に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。
  - (1) 子ども 18歳未満の者その他その健やかな成長のための支援を行う必要があると認められる者をいう。
  - (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。
  - (3) 子ども・子育て支援 子ども及び保護者に対する支援を行うものが実施する 子どもの健やかな成長のための支援をいう。
  - (4) 関係施設等 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園その他の子どもに対する教育又は保育の提供その他の支援を行う施設、事業者、団体等をいう。

(5) 市民 市内に在住し、在勤し、若しくは在学する者又は市内で活動するもの をいう。

(基本理念)

第3条 子どもの健やかな成長のための支援は、児童福祉法第1条に規定する児童 の権利に即し、地域における適切な養育環境が全ての子どもに等しく確保される ことを旨として、その充実が図られなければならない。

(市等の責務)

- 第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、子ども・子育て支援に関する 基本的かつ総合的な施策を実施するものとする。
- 2 市は、保護者、関係施設等及び市民がそれぞれの責務及び役割を果たすことが できるよう、それらのものに対し、必要な支援を行うものとする。
- 3 市、保護者、関係施設等及び市民(以下「市等」という。)は、子どもが犯罪、 交通事故その他の危害及び子どもの健全な成長を著しく阻害する情報等から守ら れ、安心して生活することができる地域環境を整えるものとする。
- 4 市等は、関係機関と連携し、児童虐待、いじめ、体罰その他の子どもの健やかな成長に有害な影響を及ぼす言動の予防及び早期発見に取り組むものとする。
- 5 市等は、それぞれの責務及び役割を果たすことができるよう、相互に連携及び 協力をするものとする。

(保護者の役割)

第5条 保護者は、その監護する子どもを心身ともに健やかに育てることについて 第一義的責任を有するという基本的認識の下、子どもの健やかな成長に資するよ う、家庭における養育環境を整えるものとする。

(関係施設等の役割)

第6条 関係施設等は、子どもがその能力を最大限に伸ばすことができるよう、その成長の段階及び発達の程度に応じ、子どもの主体性を尊重した支援を行うものとする。

(市民の役割)

第7条 市民は、その地域において、子ども及び保護者を見守るとともに、子ども ・子育て支援に関する市等の取組に協力するものとする。 第2章 子ども・子育て支援

(子ども・子育て支援の基本事項)

- 第8条 子ども・子育て支援は、次に掲げる事項を基本として実施されるものでな ければならない。
  - (1) 市民が安心して子どもを生み、育てることができるよう、妊娠、出産及び子育てのそれぞれの段階に応じて切れ目なく行われるものであること。
  - (2) 子どもが、自らの選択に応じ、学習、遊びその他の多様な経験をすることができるものであること。
  - (3) 子ども及び保護者の家庭環境及び生活環境に応じて行われ、子どもが健やかに成長することができる養育環境を適切に整備するものであること。
  - (4) 子どもの成長の段階、発達の程度及び特性その他その置かれている状況に応じて行われるものであること。
  - (5) 支援が必要と認められる子ども及び保護者に対して必要な子ども・子育て支援が行われるよう、当該子ども及び保護者並びに関係機関に適切に働きかける ものであること。

第3章 施策の推進等

(子ども・子育て支援に関する施策の推進)

- 第9条 市は、こども基本法(令和4年法律第77号)第10条第2項に規定する本市におけるこども施策(同法第2条第2項に規定するこども施策をいう。以下同じ。)についての計画を、当該こども施策と子ども・子育て支援に関する施策とが一体となって推進されるように作成しなければならない。
- 2 子ども・子育て支援に関する施策は、前項の計画及び子ども・子育て支援に関する法令等と相互に連携し、総合的かつ継続的に推進されるものでなければならない。

(相談支援体制の整備等)

- 第10条 市は、子ども・子育て支援の充実を図るため、子どもに関する相談に総合的に応ずることができる体制を整備するものとする。
- 2 市は、子どもからの相談に直接応ずることができる体制を充実させるために必要な施策を講ずるものとする。

(子ども等の意見の反映)

- 第11条 市は、第9条第1項の計画の作成に当たっては、子どもの意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、前項に定めるもののほか、子ども・子育て支援に関する施策の実施に当たっては、その施策の内容に応じ、子ども及び保護者その他関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(啓発活動)

第12条 市は、子ども・子育て支援に関する市民の理解及び関心を深めるために 必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(財政上の措置等)

第13条 市は、子ども・子育て支援に関する施策を推進するため、必要な財政上 の措置及び人材の確保のための措置を講ずるものとする。

第4章 雜則

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和5年9月4日提出

# 議案第 87号

川口市立学校設置条例の一部を改正する条例

川口市立学校設置条例(昭和39年条例第25号)の一部を次のように改正する。 別表の3中学校の表川口市立芝西中学校陽春分校の項中「川口市並木1丁目26 番1号」を「川口市芝園町3番18号」に改める。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和5年9月4日提出

### 議案第 88号

川口市火災予防条例の一部を改正する条例

川口市火災予防条例(昭和37年条例第13号)の一部を次のように改正する。 第11条第1項第3号の2中「キュービクル式のものにあっては、」を削る。 第11条の2第1項第4号中「雨水等」を「その筐体には、雨水等」に改める。 第13条第1項を次のように改める。

蓄電池設備(蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和5年消防庁告示第7号)第2に規定するものを除く。以下同じ。)は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いた蓄電池設備にあっては、その電槽を耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第13条第3項を次のように改める。

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備(柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に規定するもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第13条第4項中「前項」を「第1項及び前項」に、「第2項並びに本条第1項」を「第11条の2第1項第4号」に改める。

第44条第13号中「蓄電池設備」の次に「(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)」を加える。

別表第3厨房設備の項を次のように改める。

				リドル付 こんろ					
					21キロワット以 下	100	15 注	1 5	15 注
	不燃	開放式		組んリんりこキッんりんりこ型・付・ルろビ型・付・ルろビでを付いるがんないろがんのでがあるがんが、ネこグこが付いる	14キロワット以下	8 0	0		0
				据置型レンジ	21キロワット以下	8 0	0	_	0
固体燃料	不燃以外	木炭を燃料とするもの	木炭を燃料とするもの		_	100	5 0	5 0	5 0
	不燃	木炭を燃料とするもの		炭火焼き 器	_	8 0	3 0	_	3 0
1		使用温度が80 0度以上のもの		_	250	200	3 0 0	200	
		0度以	温度が30 以上800 端のもの	_	150	100	200	100	
1			温度が30 €満のもの	_	100	5 0	1 0 0	5 0	

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の川口市火災予防条例(以下「新条例」という。)第13条第1項に規定する蓄電池設備(以下「改正後の蓄電池設備」という。)のうち、新条例第11条第1項第3号の2(新条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。)の規定に適合しないものについては、これらの規定は、適用しない。

- 3 新条例第13条第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。) 以後に設置される改正後の蓄電池設備(この条例の施行の際現に設置の工事がされているものを除く。) について適用し、施行日前に設置され、又はこの条例の施行の際現に設置の工事がされている改正後の蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、なお従前の例による。
- 4 前2項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に設置され、又は施行日から起算して2年を経過する日までの間に設置される改正後の蓄電池設備(この条例による改正前の川口市火災予防条例第13条第1項に規定する蓄電池設備であるものを除く。)のうち、新条例第13条の規定に適合しないものについては、同条の規定は、適用しない。

令和5年9月4日提出

### 議案第 89号

川口市狭あい道路の拡幅等に関する条例 (目的)

- 第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。
  - )第42条第1項の道路その他の道が、日常生活における通行並びに災害等の際の迅速な避難並びに消火活動、救急活動及び救助活動のための通行(以下「緊急時の通行」という。)の確保に重要な役割を果たしていることに鑑み、狭あい道路におけるそれらの通行の確保を図るため、狭あい道路の拡幅並びに狭あい道路及び後退用地の適切な管理について必要な事項を定め、もって安全な市街地の形成及び良好な住環境の整備に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。
  - (1) 狭あい道路 次に掲げる道をいう。
    - ア 法第42条第2項の規定による指定をされた道
    - イ 建築基準法施行規則 (昭和25年建設省令第40号) 第10条の3第4項 第3号に規定する通路に該当すると市長が認めた道
  - (2) 後退用地 狭あい道路の後退線(当該狭あい道路の中心線(前号イに掲げる道にあっては、当該道の中心線として市長が定めた線。以下同じ。)からの水平距離2メートルの線(当該狭あい道路がその中心線からの水平距離2メートル未満で法第42条第2項ただし書に規定する崖地等に沿う場合においては、当該崖地等の狭あい道路の側の境界線及びその境界線から狭あい道路の側に水平距離4メートルの線)をいう。)の内側にある土地のうち当該狭あい道路の部分を除いた部分をいう。
  - (3) 狭あい道路の拡幅 狭あい道路及びその接する後退用地を一体の道として利用することができるよう道路状の形態に整備することをいう。

(市の青務)

第3条 市は、狭あい道路の拡幅並びに狭あい道路及び後退用地の適切な管理に関する施策について周知を図るとともに、これを総合的かつ計画的に実施しなけれ

ばならない。

(道路等の所有者等の責務)

- 第4条 法第42条第1項の道路その他の道の所有者等(所有権、賃借権その他の 土地を使用する権利を有する者をいう。以下同じ。)は、当該道を、日常生活に おける通行及び緊急時の通行に支障を生じさせないよう、適切に管理しなければ ならない。
- 2 後退用地の所有者は、市が実施する狭あい道路の拡幅に関する施策に協力しなければならない。

(市民等の責務)

- 第5条 市民及び建築主(法第2条第16号に規定する建築主をいう。以下同じ。
  - ) は、市が実施する狭あい道路の拡幅に関する施策に協力するよう努めなければ ならない。

(事前協議)

- 第6条 建築主は、次に掲げる行為を行う場合において、その計画に係る建築物( 法第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)又は工作物の敷地が後退 用地(市が所有するものを除く。以下この条において同じ。)に接し、又は後退 用地を含むときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に狭あい道路の 拡幅に関する協議を申し入れなければならない。
  - (1) 法第6条第1項及び第6条の2第1項(これらの規定を法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請
  - (2) 法第18条第2項(法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の規定による計画の通知
- 2 前項の規定に基づく協議(以下「事前協議」という。)は、後退用地の範囲に 関する事項その他の規則で定める事項について行うものとする。
- 3 建築主は、事前協議に係る後退用地の所有権を有していないときは、当該後退 用地の所有者とともに事前協議の申入れを行わなければならない。
- 4 事前協議を行った者は、当該事前協議に係る後退用地に関する権利の移転又は 設定をしようとするときは、当該移転又は設定により権利を取得する相手方に対 し、当該事前協議の内容を説明しなければならない。

(事前協議に係る勧告)

- 第7条 市長は、前条第1項に規定する場合において、同項各号に掲げる行為を行った建築主が正当な理由がなくて同項の規定による申入れを行っていないと認めるときは、当該建築主に対し、同項の規定による申入れを行うよう勧告することができる。
- 2 市長は、前項の規定による勧告をした場合において、特に必要があると認める ときは、当該勧告をした旨を公表することができる。
- 3 市長は、前項の規定による公表を行うときは、あらかじめ、当該勧告に係る建築主に意見を述べる機会を与えなければならない。

(任意協議)

- 第8条 市長は、必要があると認めるときは、後退用地の所有者に対し、規則で定めるところにより、狭あい道路の拡幅についての協議を申し入れることができる。
- 2 後退用地の所有者は、市長に対し、規則で定めるところにより、狭あい道路の 拡幅についての協議を申し入れることができる。
- 3 第6条第2項及び第4項の規定は、前2項の規定に基づく協議(以下「任意協議」という。)について準用する。

(狭あい道路の拡幅に係る工事)

第9条 市長は、事前協議又は任意協議の結果、市が狭あい道路の拡幅を行うこと を適当と認めた後退用地について、狭あい道路の拡幅に係る工事を実施するもの とする。

(支障物件の設置の禁止等)

- 第10条 狭あい道路及び後退用地(規則で定めるものを除く。)であって一般交通の用に供されているもの(以下「狭あい道路等」という。)の所有者等は、当該狭あい道路等に支障物件(土地に定着する工作物その他の物件(建築物及び法第44条第1項に規定する擁壁を除く。)で緊急自動車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項に規定する緊急自動車をいう。以下同じ。)の通行の支障となるものをいう。以下同じ。)を設置してはならない。
- 2 前項に規定するもののほか、狭あい道路等の所有者等は、当該狭あい道路等に 日常生活における通行及び緊急時の通行の支障となる物件をみだりに設置しては

ならない。

3 狭あい道路等の所有者等は、安全かつ円滑な通行の妨げとならないように当該 狭あい道路等を管理するよう努めなければならない。

(支障物件の除却等に係る勧告)

- 第11条 市長は、狭あい道路等の所有者等が前条第1項の規定に違反していると 認めるときは、当該所有者等に対し、当該狭あい道路等に設置されている支障物 件の除却、移動その他緊急自動車の通行の確保のための措置をとるよう勧告する ことができる。
- 2 市長は、前項の規定による勧告をするときは、あらかじめ、当該勧告に係る所 有者等に意見を述べる機会を与えなければならない。

(命令)

- 第12条 市長は、前条第1項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくて 当該勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるとき は、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとることを命ずること ができる。
- 2 市長は、前項の規定による命令をしたときは、当該命令の内容を公表するものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、狭あい道路の拡幅並びに狭あい道路及び 後退用地の適切な管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第6条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に同項各号に掲げる行為をする建築主について適用する。
- 3 当分の間、第6条第1項の規定の適用については、同項中「後退用地」とあるのは、「市道に接する後退用地」と読み替えるものとする。

令和5年9月4日提出

### 議案第 90号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び 財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求める。

記

1 工 事 名 江川第3調節池整備工事(その2)

2 工事場所 川口市安行慈林地内

3 契約の方法 一般競争入札

4 契約金額 519,580,600円

5 契約の相手方 埼玉県川口市柳崎5丁目2番33号 中原・姉崎特定建設工事共同企業体

> 埼玉県川口市柳崎5丁目2番33号 中原建設株式会社

> > 代表取締役社長 中 原 誠

埼玉県川口市青木2丁目14番7号 姉崎興業株式会社

代表取締役 姉 崎 祐 二

上記代表者

中原建設株式会社

代表取締役社長 中 原 誠

令和5年9月4日提出

### 議案第 91号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び 財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求める。

記

1 工 事 名 上青木住宅解体工事

2 工事場所 川口市上青木西5丁目11番1号、11番2号、11番3号

3 契約の方法 一般競争入札

4 契約金額 235,593,600円

5 契約の相手方 埼玉県川口市弥平3丁目7番17号

株式会社内山商事

代表取締役 中 林 和 彦

令和5年9月4日提出

### 議案第 92号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び 財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求める。

記

1 工 事 名 仮称西川口・横曽根公民館・横曽根図書館改築工事

2 工事場所 川口市西川口5丁目2番1号

3 契約の方法 一般競争入札

4 契約金額 2,238,500,000円

5 契約の相手方 埼玉県川口市本町4丁目11番6号

川口土木建築工業株式会社

代表取締役 古 川 元 一

令和5年9月4日提出

### 議案第 93号

工事請負契約の変更契約の締結について

次のとおり工事請負契約の変更契約を締結するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求める。

記

1 工 事 名 江川第3調節池整備工事(その1)

2 工事場所 川口市安行慈林地内

3 契約金額 変更前 682,000,000円

変更後 720,302,000円

4 契約の相手方 埼玉県川口市大字道合305番地

島田・邦栄特定建設工事共同企業体

埼玉県川口市大字道合305番地 島田建設工業株式会社

代表取締役 島 田 賢 一

埼玉県川口市大字安行吉岡1570番地の6 邦栄建設株式会社

代表取締役 宮 腰 昇

上記代表者

島田建設工業株式会社

代表取締役 島 田 賢 一

令和5年9月4日提出

### 議案第 94号

訴えの提起について

市営住宅の明渡し等の請求に関し、訴えをさいたま地方裁判所に提起し、又は和解するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

川口市朝日3丁目16番14-804号

朝日高層市営住宅

髙 橋 英 行

2 事件の内容

上記の者は、市営住宅の家賃を長期にわたり滞納しており、川口市の再三にわたる催告にもかかわらず、これを支払わなかった。そこで、市営住宅の明渡しを求めるとともに、滞納家賃等の支払を求めるものである。

- 3 請求の要旨
  - (1) 被告に対し物件目録記載の建物の明渡しを求めるもの
  - (2) 被告に対し滞納家賃及び支払済みに至るまでの延滞金並びに明渡しの完了する日までの損害賠償金の支払を求めるもの
  - (3) 被告に対し訴訟費用の負担を求めるもの
  - (4) 仮執行の宣言を求めるもの
- 4 事件の取扱い
  - (1) 上記の者から滞納家賃及び延滞金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その 履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
  - (2) 第1審又は第2審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

#### 物件目録

市営住宅の名称 朝日高層住宅

所 在 川口市朝日3丁目16番14-804号

朝日高層市営住宅

床 面 積 40.80平方メートル

# 議案第 95号

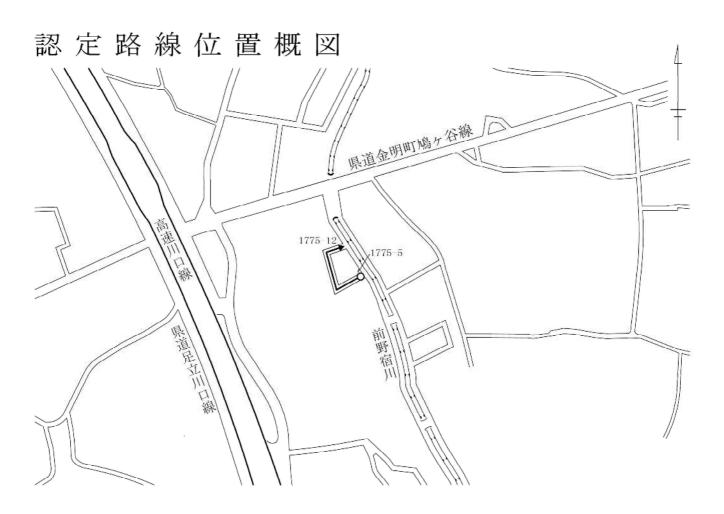
市道路線の認定について

次の市道路線を認定するため、道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項の規定により議決を求める。

記

路線名	起	点終	点	重要な経過地	幅 員 (m)	延 長 (m)
安 行 第125-15編	大字安行吉岡字宮下1778	5番5地先 大字安行吉岡字官	字下1775番12地先		5. 0	83. 0

令和5年9月4日提出



# 議案第 96号

市道路線の認定について

次の市道路線を認定するため、道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項の規定により議決を求める。

記

路線	起起	点	終	点	重要な経過地	幅 員 (m)	延 長 (m)
戸 均 第29-1号	大字差間字御材	下234番50地先	大字差間字御材	林下308番1地先		6. 0	92. 4

令和5年9月4日提出



### 議案第 97号

令和4年度川口市一般会計及び各種特別会計決算認定について 令和4年度下記各会計決算を、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233 条第3項の規定により別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

記

令和4年度川口市一般会計歲入歲出決算書 令和4年度川口市国民健康保険事業特別会計歲入歲出決算書 令和4年度川口市後期高齢者医療事業特別会計歲入歲出決算書 令和4年度川口市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歲入歲出決算書 令和4年度川口市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歲入歲出決算書 令和4年度川口市小型自動車競走事業特別会計歲入歲出決算書 令和4年度川口市立看護学校事業特別会計歲入歲出決算書 令和4年度川口駅西口地下公共駐車場事業特別会計歲入歲出決算書 令和4年度川口駅東口地下公共駐車場事業特別会計歲入歲出決算書 令和4年度川口市交通災害共済事業特別会計歲入歲出決算書 令和4年度川口市交通災害共済事業特別会計歲入歲出決算書 令和4年度川口都市計画土地区画整理事業特別会計歲入歲出決算書 令和5年9月4日提出

# 議案第 98号

令和4年度川口市水道事業会計決算認定について

令和4年度川口市水道事業会計決算を、地方公営企業法(昭和27年法律第29 2号)第30条第4項の規定により別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付す る。

令和5年9月4日提出

# 議案第 99号

令和4年度川口市下水道事業会計決算認定について

令和4年度川口市下水道事業会計決算を、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月4日提出

### 議案第100号

令和4年度川口市病院事業会計決算認定について

令和4年度川口市病院事業会計決算を、地方公営企業法(昭和27年法律第29 2号)第30条第4項の規定により別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付す る。

令和5年9月4日提出

### 議案第101号

川口市教育委員会委員の任命同意について

川口市教育委員会委員に次の者を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に 関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第2項の規定により同意を求める。

記

小野寺 秀 明 昭和26年4月5日生 川口市西川口2丁目6番32号 令和5年9月4日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

### 経 歴 書

氏 名 小野寺 秀 明

生年月日 昭和26年4月5日

現住所 川口市西川口2丁目6番32号

令和 元年 6月 川口市青少年問題協議会会長

令和 2年 4月 川口市立仲町小学校学校運営協議会委員

令和 2年 6月 川口市上下水道事業運営審議会委員

令和 3年 7月 川口市協働推進委員会副委員長

### 議案第102号

川口市公平委員会委員の選任同意について

川口市公平委員会委員に次の者を選任するため、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第9条の2第2項の規定により同意を求める。

記

矢 野 剛 昭和38年12月29日生 東京都目黒区五本木1丁目33番 7号

令和5年9月4日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

### 経 歴 書

氏 名 矢 野 剛

生年月日 昭和38年12月29日

現 住 所 東京都目黒区五本木1丁目33番7号

平成 8年 9月 株式会社明光社代表取締役

平成27年 5月 川口新郷工業団地協同組合副理事長

平成28年10月 川口商工会議所経営支援委員会委員長

令和 元年11月 川口市公平委員会委員

令和 4年12月 川口商工会議所総務広報委員会委員長

### 議案第103号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦するため、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により意見を求める。

記

遠 山 栄一郎 昭和42年2月14日生 川口市戸塚境町9番11号 令和5年9月4日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

### 経 歴 書

氏 名 遠 山 栄一郎

生年月日 昭和42年2月14日

現住所 川口市戸塚境町9番11号

平成21年 6月 日本空手道大濤会仁勇館館長

平成30年 7月 川口市空手道連盟副会長

平成30年 7月 埼玉県空手道連盟理事

令和 元年 7月 川口市スポーツ推進審議会委員